

出雲市農業委員会（第3期）第7回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和6年(2024)2月26日(月)午後1時30分から午後2時45分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(21名)

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大梶 泰男 | 岡田 征記 | 河原 昭紀 | 持田 守夫 | 若槻 博美 |
| 江角 昭夫 | 佐藤 文男 | 岸 勝 | 石飛 忠宏 | 今岡 充 |
| 松井 幸男 | 伊藤 猛 | 常松 守男 | 天野 明浩 | 森山 亮二 |
| 勝部 守 | 立石 行雄 | 湯浅 道行 | 佐野 芳夫 | 嘉本 良市 |
| 水 壯 | | | | |

4 欠席委員(3名)

松本 尚幸 八幡 みさこ 伊藤 美樹

5 提出議題

(1) 報告事項

| | |
|-------|-------------------------|
| 報第17号 | 会長専決処分の報告 |
| 報第18号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 報第19号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |

(2) 議案審議

| | |
|-------|--------------------------------|
| 議第33号 | 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について |
| 議第34号 | 農地法第3条の規定による許可の決定について |
| 議第35号 | 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について |
| 議第36号 | 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について |
| 議第37号 | 農地転用事業計画変更申請決定について |
| 議第38号 | 非農地証明について |

会長あいさつ

6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に14番伊藤猛委員、15番常松守男委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。報告事項報第17号会長専決処分の報告、報第18号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第19号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を一括して報告します。

報第17号会長専決処分について、報告いたします。

第6回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第5条1件については、島根県農業会議第95回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の2月13日付けで許可決定しております。

議長 続いて、報第18号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第18号について、説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の1ページから2ページをご覧ください。今月は受付番号105番から116番の12件の通知がありました。内訳としては、農地法第3条申請のためが6件、耕作者変更のためが2件、借人の都合が1件、中間管理機構への移行が1件、河川拡幅工事のためが2件、となっています。農地の引渡し時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第19号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。第7回総会報告事項の3ページから11ページをご覧ください。この届出の

先月受付分は、受付番号256番から279番までの24件でした。権利の取得事由は、23件が「相続」、1件が「共有持分放棄」によるものでした。持分放棄による権利取得も3条許可は不要とされています。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号265番、276番は関連する届出です。受付番号266番について、備考欄に持分2分の1と書いてありますが、これはもう1人の持分所有者から記載のとおり持分で権利を取得されました。また、あっせん希望があった届出については、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされています関係上、2月8日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議長 質問は無いものと認めます。

議長 次に、議第33号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課打田係長から内容について、説明をお願いします。

打田係長 議第33号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について』ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。それでは、2月29日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定についてです。2ページ上の利用権設定合計とあります表の賃借権の行をご覧ください。合計は61筆、106,285.31㎡、そのうち新規の設定が、33筆、53,004.31㎡、再設定が28筆、53,281.00㎡です。この内訳につきましては、同じ2ページの別表①の表の総計の欄の一番下の合計の欄をご覧ください。相対分の合計が14筆、17,214㎡、中間管理事業分の合計は47筆、89,071.31㎡となっております、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計とあります表の使用貸借権の行をご覧ください。設定の合計は98筆、142,494㎡、うち新規の設定が38筆63,900㎡、再設定が60筆78,594

m²です。この内訳につきましては、3ページの別表②の総計の欄の一番下の合計の欄をご覧ください。相対分の合計が、12筆、27,320m²、中間管理事業分の合計が、86筆、115,174m²となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。

今月のすべての利用権設定の合計は2ページ上の利用権設定合計とあります表の総計の欄の合計の行をご覧ください。159筆248,779.31m²です。その他、詳細な設定内容につきましては、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

また、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。32ページの表と、33ページの「総括表」を合わせてご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定により、島根県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を所有者から買い入れ、中間保有した後、担い手である農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。今月の所有権移転の合計は9筆、13,914m²です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定等を受けた者が、経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。説明は、以上でございます。

議長 それでは、議題となっております議第33号のうち、農業委員が関与する6件がありますが、本日欠席の21番伊藤美樹委員の関与案件1件を除く5件が先議案件となります。その内、15番常松守夫委員の関与案件が、5ページの129番から131番の3件となります。それでは、15番常松守夫委員の関与案件3件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、15番常松守夫委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第33号のうち15番常松守夫委員の関与案件3件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、15番常松守夫委員の関与案件3件を承認します。ここで常松委員の除斥を解除いたします。

議 長 次に、17番森山亮二委員の関与案件が、8ページの617番と9ページの618番の2件となります。それでは、17番森山亮二委員の関与案件2件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により17番森山亮二委員が除斥となります。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第33号のうち17番森山亮二委員の関与案件2件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって17番森山亮二委員の関与案件2件を承認します。ここで森山委員の除斥を解除いたします。

議 長 続きまして、議第33号のうち、先ほどの先議案件5件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第33号のうち、先議案件5件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第33号のうち、先議案件5件を除くすべての案件について承認します。

議 長 次に、議第34号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事 それでは、議第34号 農地法第3条の規定による許可の決定について、ご説明いたします。第7回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が13件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから4ページをご覧ください。

受付番号130番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的に野菜等を栽培される計画です。

つづいて、受付番号131番と132番は、譲受人が同じですので併せ

て説明します。譲渡人は、県外在住および自宅が耕作地から離れていることによる耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、野菜や果樹を栽培される計画です。

つづいて、受付番号133番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。

つづいて、受付番号134番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、経営面積の規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が田では地元の農事組合法人の協力のもと水稻を栽培され、畑では野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号135番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、現在の耕作者で、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が従来通り水稻を栽培される計画です。

つづいて、受付番号136番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号137番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号138番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、経営面積の規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。

つづいて、受付番号139番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣住宅購入者である受人に譲渡するものです。受人の住所は市外ですが、申請地に隣接する空き家をリフォームしながら別荘として利用され、毎週末通って耕作するとのこと。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号141番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣住宅購入者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号142番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受

人が野菜を栽培される計画です。

以上、受付番号130番から142番については、5ページから7ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第34号について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第34号すべての案件について承認します。

議 長 次に、議第35号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

三木係長 それでは、議第35号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。今月は、17件の申請がありました。議案書は8ページから9ページ、説明資料は1ページから9ページ、参考資料は1ページから28ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている5件について、3月に開催予定の第96回常設審議委員会に諮問する予定です。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書8ページの受付番号47番についてご説明いたします。説明資料の1ページから3ページをご覧ください。転用場所は里方町の田1筆及び畑1筆です。案内図は2ページです。転用目的は、貸集合住宅です。面積については、転用面積・事業面積ともに547.00㎡です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第4条第6項第4号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。計画者は、申請地の近隣に居住する個人です。この度、小学校や幼稚園などが近隣に位置する住宅需要の高い申請地を整備し、貸集合住宅を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額4300万円で、これに対する資金調達は、全額借入金の計画であり、証明書を確認しています。

続いて、議案書8ページの受付番号49番についてご説明いたします。説明資料の4ページから6ページをご覧ください。転用場所は荻杼町の田2筆です。案内図は5ページです。転用目的は、テナントです。面積については、転用面積・事業面積ともに1,628.00㎡です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。計画者は、申請地の近隣に居住する個人です。この度、店舗や倉庫の需要の高い申請地を整備し、テナントを建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額2470万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金の計画であり、証明書を確

認しています。

続いて、議案書8ページの受付番号51番についてご説明いたします。説明資料の7ページから9ページをご覧ください。転用場所は稗原町の畑2筆です。案内図は8ページです。転用目的は、個人住宅及び事業所です。面積については、転用面積が720㎡、全体事業面積が1,382.00㎡です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第4条第6項第4号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。計画者は、申請地の近隣で水道工事業を営む個人です。この度、居宅及び事業所の移転を行うにあたり、現在の居宅から大きく離れていない申請地を整備し、個人住宅・事業所として利用する計画です。資金計画につきましては、所要資金額3250万円で、これに対する資金調達は、自己資金が250万円、借入金金が3000万円の計画であり、証明書を確

認しています。

今月は追認の案件が11件あります。受付番号46番の案件は、平成18年頃から宅地の一部として利用していたものです。受付番号47番の案件は、平成25年頃から資材置場として利用していたものです。受付番号48番の案件は、40年以上前から墓地として利用していたものです。受付番号51番の案件は、平成21年頃から倉庫・作業場として利用していたものです。受付番号52番の案件は、令和3年頃から駐車場として利用していたものです。受付番号53番の案件は、約40年前から居宅として利用していたものです。受付番号54番の案件は、平成9年頃から宅地の一部として利用していたものです。受付番号55番の案件は、平成16年頃から宅地の一部として利用していたものです。受付番号60番の案件は、35年以上前から宅地の一部として利用していたものです。受付番号61番の案件は、昭和62年頃から宅地の一部として利用していたものです。受付番号62番の案件は、約40年前から車庫・物置として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導して

おります。以上、受付番号46番から62番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第35号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第35号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第36号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について、及び関連がございますので、議第37号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 議第36号について、ご説明いたします。議案書の10ページから18ページ、説明資料の10ページから57ページ、参考資料の29ページから108ページをご覧ください。

 今日は、所有権の移転が48件、賃借権の設定が4件、使用貸借権の設定が6件の合計58件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている36件について、3月に開催予定の第96回常設審議委員会に諮問する予定です。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

 まず、議案書10ページの受付番号238番です。説明資料の10ページから12ページをご覧ください。転用場所は天津町の田1筆です。案内図は11ページです。転用目的は、宅地分譲です。面積は、転用面積・所要面積ともに2,908.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で宅地建物取引業を行っている法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、宅地分譲地11区画を造成する計画です。資金計画については、所要資金額が8180万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

 議案書10ページの受付番号242番です。説明資料13ページから15ページをご覧ください。転用場所は浜町の畑3筆です。案内図は14ページです。転用目的は、建売分譲です。面積は、転用面積が1,759.00㎡、所要面積が2,599.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農

地区区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を行っている法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、建売分譲地8区画を造成し、個人住宅を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が1億8000万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

議案書10ページの受付番号243番です。説明資料16ページから18ページをご覧ください。転用場所は、浜町の畑4筆です。案内図は、17ページです。転用目的は、建売分譲です。面積は、転用面積・所要面積ともに2,767.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で不動産業を行っている法人です。この度利便性の高い申請地を整備し、建売分譲地10区画を造成し、個人住宅を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が2億4650万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

議案書11ページの受付番号247番です。説明資料19ページから21ページをご覧ください。転用場所は、下横町の田2筆です。案内図は、20ページです。転用目的は、建売分譲です。面積は、転用面積・所要面積ともに2,290.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を行っている法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、建売分譲地8区画を造成し、個人住宅を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が1億5000万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

議案書11ページの受付番号248番です。説明資料22ページから24ページをご覧ください。転用場所は矢野町の田3筆、畑1筆です。案内図は23ページです。転用目的は、建売分譲です。面積は、転用面積・所要面積ともに3,820.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を行っている法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、建売分譲地13区画を造成し、個人住宅を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が1億7290万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

議案書11ページの受付番号250番です。説明資料25ページから27ページをご覧ください。転用場所は平野町の田2筆です。案内図は26ページです。転用の目的は、建売分譲です。面積は、転用面積・所要面積ともに2,278.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を行っている個人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、建売分譲地8区画を造成し、個人住宅を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が1億1250万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

議案書12ページの受付番号253番です。説明資料28ページから30ページをご覧ください。転用場所は武志町の田2筆です。案内図は、29ページです。転用目的は、建売分譲です。面積は、転用面積・所要面積ともに2,290.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は農地法施行規則第45条第2号の公共500に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を行っている法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、建売分譲地8区画を造成し、個人住宅を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が2億2500万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

議案書13ページの受付番号260番です。説明資料31ページから33ページをご覧ください。転用場所は知井宮町の田2筆、畑2筆です。案内図は32ページです。転用目的は、建売分譲です。面積は、転用面積・所要面積ともに2,889.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を行っている法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、建売分譲地10区画を造成し、個人住宅を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が1億7500万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

議案書13ページの受付番号263番です。説明資料34ページから36ページをご覧ください。転用場所は荒茅町の畑5筆です。案内図は、35ページです。転用目的は、建売分譲です。面積は、転用面積・所要面積ともに2,452.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不

動産業を行っている法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、建売分譲地7区画を造成し、個人住宅を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が1億8000万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

議案書14ページの受付番号273番です。説明資料37ページから39ページをご覧ください。転用場所は湖陵町大池の畑1筆です。案内図は38ページです。転用目的は、太陽光発電所です。面積は、転用面積・所要面積ともに1,858.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で太陽光発電事業を行っている法人です。この度、既存の太陽光発電所から近い申請地を整備し、太陽光発電所用地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が1103万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書14ページの受付番号274番です。説明資料40ページから42ページをご覧ください。転用場所は湖陵町差海の畑2筆です。案内図は41ページです。転用目的は、太陽光発電所です。面積は、転用面積・所要面積ともに1,229.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で太陽光発電事業を行っている法人です。この度、既存の太陽光発電所から近い申請地を整備し、太陽光発電所用地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が1034万7千円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書15ページの受付番号278番です。説明資料43ページから45ページをご覧ください。転用場所は斐川町荘原の畑2筆です。案内図は44ページです。転用目的は、車両置き場です。面積は、転用面積・所要面積ともに1,276.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第45条第2号の「公共500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は隣接地で車両販売事業を行っている法人です。この度、店舗に隣接した申請地を整備し、車両置き場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が1200万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書16ページ及び17ページの受付番号280番及び287番です。説明資料の46ページから48ページをご覧ください。転用場所は斐川町神

氷の田8筆です。案内図は47ページです。転用目的は、駐車場です。面積は、転用面積・所要面積ともに4,400.00㎡です。権利の種類は、7筆が所有権の移転、1筆が賃借権の設定です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は近隣で製造業を行っている法人です。この度、会社に近く利便性の高い申請地を整備し、駐車場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が1億9210万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書16ページの受付番号282番です。説明資料49ページから51ページをご覧ください。転用場所は斐川町富村の畑2筆です。案内図は50ページです。転用目的は、駐車場です。面積は、転用面積・所要面積ともに1,402.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は隣接地でお寺の経営をしている宗教法人です。この度、隣接し利便性の高い申請地を整備し、駐車場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が115万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書16ページの受付番号285番です。説明資料52ページから54ページをご覧ください。転用場所は斐川町三分市の畑3筆です。案内図は53ページです。転用目的は、教習所敷地です。面積は、転用面積・所要面積ともに2,010.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は隣接地で重機及び船舶の免許取得にかかわる教習所を開校している法人です。この度、隣接地である申請地を整備し、教習所敷地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が350万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書17ページの受付番号289番です。説明資料55ページから57ページをご覧ください。転用場所は斐川町三分市の畑3筆です。案内図は56ページです。転用目的は、資材・重機置場及び駐車場です。面積は、転用面積が1,818.00㎡、所要面積が2,657.82㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で土木業を営んでいる法人です。この

度、現在の拠点に近く利便性の良い申請地を整備し、資材及び重機置場並びに社員用の駐車場用地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が210万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

追認案件については、申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第37号について、ご説明いたします。議案書は19ページ、説明資料は58ページから60ページ、参考資料は109ページから110ページをご覧ください。今月は、権利の移動が無い案件が2件の合計2件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている1件について、5月に開催予定の第86回常設審議委員会に諮問する予定です。

説明案件について説明します。議案書19ページの受付番号36番です。説明資料の58ページから60ページをご覧ください。転用場所は斐川町上直江の田2筆です。案内図は59ページです。転用目的は、貸駐車場です。面積は、転用面積・所要面積ともに932.00㎡です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第22条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内にある法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、貸駐車場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が50万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

以上、議第36号の58件及び議第37号の2件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

江角委員 議席番号6番の江角です。278番の案件ですが、変則交差点で交通量が多い場所にありますが、交通安全上の問題はありますか。

山田次長 出雲空港への入口にあたり、交通量が多い道路であるのは、承知しています。利用目的は、駐車場ということではありますが、そう頻繁な出入りがある

るような使い方にはならないように聞いています。

江角委員 特に問題はないということでよろしいか。

山田次長 話を聞く限り、特に問題はないと考えています。ご心配の声があったことは、相手方に伝えます。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号11番の今岡です。今回の案件の説明で「集落接続」という許可該当条項が多かったと思うが、集落とはどういった基準か？1軒しかないようなところも「集落接続」あたるのか。また、その基準は県内で共通の基準か。

山田次長 現在の基準として、基本的には、隣との距離が30m以内で3軒以上連担するところとしているが、山間の場所などにある集落は、現況をみて判断するケースもある。この基準は、出雲市独自で、過去からの審議の中で培われてきた基準だと考えている。具体的に気になられた案件はあるか。

今岡委員 263番はどうか。

山田次長 案内図がわかりにくくて申し訳ないが、北側や周辺に集落がある。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

持田委員 議席番号4番の持田です。議案の中に「除外案件」とか「除外」とか「除外済」という表現があるが、違いがあるのか。

山田次長 基本的に同じことを表している。今後、標記を統一したい。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

議 長 意見、質問は無いものと認めます。そういたしますと、議第36号及び議第37号についてについて承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第36号のすべての案件を許可相当とし、

許可決定及び承認いたします。また、議第 37 号を決定いたします。

議長 それでは、議第 38 号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員 それでは議第 38 号、非農地証明の申請について説明します。議案書の 20 ページ及び説明資料 61 ページから 68 ページをご覧ください。今月は 4 件の申請がありました。

受付番号 37 番について説明いたします。申請地については議案書 20 ページに載せております。また説明資料の 61 ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料 62 ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は 2 月 8 日に河原農業委員、奥推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号 38 番について説明いたします。申請地については議案書 20 ページに載せております。また説明資料の 63 ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料 64 ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は 2 月 9 日に今岡農業委員、大崎推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号 39 番について説明いたします。申請地については議案書 20 ページに載せております。また説明資料の 65 ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料 66 ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は 2 月 9 日に今岡農業委員、大崎推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号 40 番について説明いたします。申請地については議案書 20 ページに載せております。また説明資料 67 ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料 68 ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は 2 月 13 日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

4 件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第 2 条

に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議長 担当農業委員さん補足がありましたらお願いします。河原委員さんいかがですか。

河原委員 議席番号3番の河原です。先ほど説明がありましたとおり、2月8日に現地調査を行いました。現場は山の上で、大きな木が生い茂っていて、とても農地に戻すのはできない土地だと確認しました。以上です。

議長 今岡委員さんいかがですか。

今岡委員 議席番号11番の今岡です。先ほどご説明がありましたとおり、38番、39番を確認させていただきました。いずれもここに農地があったのだろうかというような状況の場所でした。非農地証明はやむを得ないものと判断しました。以上です。

議長 石飛委員さんいかがですか。

石飛委員 議席番号10番の石飛です。事務局のとおりで補足はありません。以上です。

議長 事務局と担当農業委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第38号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手多数と認めます。よって、議第26号非農地証明について、を承認いたします。

議長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後2時45分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

阿川事務局長、山田次長、三木係長、和泉主事、高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 打田係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員
